

西宮市保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所等を設置する法人における保育士のための宿舎借り上げを支援することにより、保育士の確保、定着及び離職防止を図るため、保育士宿舎借り上げ支援事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、西宮市内において次条3号に掲げる施設又は事業所を設置する法人であつて、雇用する保育士又は保育教諭を居住させるために借り上げている宿舎(以下「補助対象宿舎」という。)に居住させているものとする。

(補助対象となる施設)

第3条 補助対象となる施設又は事業所(以下「補助対象施設」という。)は、西宮市内に所在し、かつ、次に掲げるものとする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(同法第35条第4項の規定により認可を受けた施設に限る。)
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業(いずれもA型及びB型に限る。)を行う事業所

(補助対象保育士等の要件)

第4条 補助対象となる保育士又は保育教諭(以下「補助対象保育士等」という。)は、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

- (1) 補助対象施設に勤務する常勤又は常勤的非常勤(1日につき6時間以上かつ1月につき20日以上勤務)であること
- (2) 補助対象宿舎に単身で居住していること
- (3) 補助対象者が補助対象保育士等について平成29年4月1日以降に補助対象者に採用され、かつ、補助対象者に採用された日が属する会計年度から起算して、10年目の会計年度末までであること

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象保育士等とならない。

- (1) 補助対象宿舎の居住に係る住居手当等を支給されている者
- (2) 過去1年以内に補助対象者が設置していた施設又は事業所に勤務していた者。ただし、前年度から引き続き勤務している者はこの限りではない。

(補助対象宿舎の要件)

第5条 補助対象となる宿舎は、次に掲げる要件を満たす宿舎とする。

- (1) 補助対象保育士等を居住させるため補助対象者が借り上げていること

- (2) 補助対象保育士等が居住していること
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者が所有する宿舍にあっては、補助対象宿舍としない。
- (1) 補助対象施設を設置する者
 - (2) 前号に掲げる者の役員又は職員等である者
 - (3) 前2号に掲げる者が役員又は職員等となっている者
 - (4) その他前3号に掲げる者と密接な関係を有する者
- (補助対象経費)

第6条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の2号に掲げるものとする。

- (1) 補助対象宿舍の借りに係る費用のうち、賃借料、共益費、管理費、礼金及び更新料
 - (2) その他市長が補助対象宿舍の借りに係るために必要と認める経費
- 2 補助対象者が補助対象保育士等から賃借料等を徴収している場合にあっては、補助対象経費から補助対象保育士等から徴収している賃借料等の額を控除するものとする。
- (補助金の算定基準)

第7条 市長は、別表に定める基準額により算出した額を補助対象者に補助するものとする。ただし、1,000円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 西宮市補助金等の取扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号。以下「補助金規則」という。）第7条第4号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 賃貸借契約書の写し
 - (2) 雇用契約書の写し
 - (3) 世帯全員の住民票の写し
- (実績報告)

第9条 補助金規則第14条第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
 - (2) 給与明細書又は賃金台帳の写し
 - (3) 補助対象宿舍の借りに係る経費の金額が分かる領収書等の写し
- (補則)

第10条 補助金の交付等に関し、この要綱に定めのない事項については、補助金規則に定めるところによる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 平成29年3月1日から平成29年3月31日までに補助対象者に採用された者に対する第4条の規定の適用については、同条第3号中「平成29年4月1日以降に」とあるのを「平成29年3月1日以降に」とし、「採用された日が属する会計年度」とあるのを「採用された日が属する会計年度の翌年度」とする。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

別表（第7条関係）

補助対象経費	算定基準（1,000円未満切捨て）
賃借料 共益費（管理費） 礼金 更新料	補助対象経費（月額8万2千円を上限とする。）の4分の3
上記のほか特に必要とするもので、市長が認めるもの	